



Title	予防と治療をつなぐもの : 医療保障部会
Author(s)	朝倉, 新太郎
Citation	大阪公衆衛生. 1958, 1, p. 19-19
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84786
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

予防と治療をつなぐもの

— 医療保障部会 —

社会保障制度による可能な限りの文化的な人間生活を維持するためには、先づ第一に疾病に対する医学の機能が最も能動的に発揮できるようなくみが必要である。しくみとは、当然のことながら、疾病保険のような経済的「裏付け」が必要なことはもとより、裏付けさるべき、いわば「表側」の診療業務や予防活動のあり方をも含む医療の経済的技術的機構の全体である。この当然のことをあらためて確認したい理由は、直接的には、本協会の大多数がそうである保健所など予防行政機関にいる人達が、ともすれば社会保障や医療保障ということの意義を疾病保険や医療社会事業に限定して考える傾向が依然として強く、保健所活動、特に保健予防課関係の諸事業は医療保障そのものの一翼であるという認識が少いように見うけられるからであるが、その他にも、少し口はばつたい発言になるが、日本医師会を中心とする医師層の社会保障に対する態度が、ともすれば経済要求に引きづられ、常に被害者の受身の状態から攻勢に転じ切れない原因の一つとして、医師が主人としてそこに座るべき、保健医療の機構を、医学の権威と合理性に基き、形を整えて国民の前に大胆卒直に提示する努力が甚だ欠けているように思うからに外ならない。

さて、予防活動と診療業務が融合(Amalgamation)した形で一体的な機能を発揮するものを Comprehensive health care と呼び、そういう機能を果す機関を地域的に組織化することを Regionalization と称しているが、これらの概念、ないしは意図するところのものが、医学が社会との交渉において、常に主要な命題とせざるを得なかつた分化と総合の問題の具体化ないしは定式化の一つであり、社会保障という新しい生活のしくみに、その発達した技術を充分適応的且つ能率的に組み合わせ得なかつた医療組織が、漸くその遅れをとりもどすべく展開とまとまりを遂げた姿として大きな意義をくみとらねばならない。

しかし、このような目標設定がかりに正しいとしても、我が国がおかれている現状、特に保健と医療の形態と機能を規定している諸々の条件の中で、目標に到達する過程、就中、先づ新しい方向に向つて回転する運動の環を正しくつかむこと、さらに現在という時点における保健医療関係者の問題意識と具体的な仕事の内容を明確な形で提示する必要のあることはいうまでもない。

自由開業医制度を中心に長らく平衡を保ち得た我が国の医療組織も、病院サービスと予防医学を両極とする分解作用の前に漸次変貌しつつあることは明らかであり、その過程で游離する医師のエネルギーが、政治的な、或いは社会的な力となつて爆発することは最近の医師会運動が屢々証明した。

このようなエネルギーを同時に新しい自己形成のためのエネルギーとして利用することは出来ないものであろうか。

大阪の各地で最近特徴的に見られる医師会の公衆衛生活動や、保健所活動と開業医の提携、勤務医師の動き等々は、意識されているとしないに拘らず、保健と医療組織内部の、或いはそれら相互間の新しい関係を造り出す鑄型やカタライザーとして、その活動を注目したいのである。

×

×

国保施行がむしろ例外的であつた大阪も、ここ兩三年のうちにくまなくその恩恵をうけられそうな形勢にある。

果して「効き目」があるかないか、御本尊を拜まずにあげつらうことは誠に不敬の至りであるが、どうも先般の総選挙で代議士候補諸先生がブチまくつておられた程は靈驗あらたかなものではないらしい。

なにせ、医療機関のない農村だとか、被用者保険や特別国保で目ぼしい対象をあらかじめ引き抜かれた残りの浮草のような都市住民を抱えこんで、そのめんどろを見ようというのであるから並大抵のことでは社会保障の名に値するしろものにはならないということが、たとえば、大阪市の国保の基礎調査をされた市大の奥村教授の報告をうかがつても感じられる。

保険税における世帯均等割や人頭割制に対し、根本的な批判が必要であることはいうまでもないが、われわれが最も奇怪に思うことは、一体このような計画が保健所活動や医療サービスのあり方と、どう関係づけて考えられているかという点での衛生ないしは民生当局の見解が一片だにすら示されていない点である。

周知のように、イギリスの社会保障がもてはやされるゆえんの最たるものの一つは、その根幹をなす保健サービスが、保険制度をとつて卒業して国営の形態をとつている点にある。国営だからよい、という逆の関係は必ずしも成り立たないが、医学と医療を担当する医師の権威を国家が保障することが、社会保障の真の意義ではないであらうか。

(部会長 朝倉新太郎)